

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 3年 6月 23日

住 所 北海道函館市高松町511番地 函館空港内

事 業 者 名 函館空港ビルディング株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 水島 良治  
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項  
当社が管理する函館空港ターミナルは、現時点において移動円滑化基準に適合しております。しかし、北海道7空港一括民間委託の運営事業者である北海道エアポート㈱において旅客施設の拡張整備等が計画されておりますことから、当社といたしましても当該計画に基づき、移動円滑化へ更なる促進に取り組みます。  
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項  
案内カウンターを担当する部門の職員に対し、高齢者や障害者への接遇に関する民間資格取得の促進に取り組みます。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	実施計画内容は特になし。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備の維持管理	設備の使用に支障がないように、適切な維持管理を行う。
体制の確保	旅客支援や情報提供に必要な係員の配置等の体制の確保を図る。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
民間資格を有する職員の配置	案内カウンターを担当する部門の職員に対し、高齢者、障害者の接遇に関する民間資格「サービス介助士」資格を取得させる。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
筆談ボードの活用	総合案内所に簡易筆談機を設置し、聴覚障害者などの対応に活用する。
車椅子の活用	総合案内所に車椅子を設置し、高齢者・障害者に対応する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
民間資格の取得促進	職員の資格取得に係る経費の全部を当社が負担しております。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター、チラシによる啓発活動	高齢者、障害者等がバリアフリー施設を円滑に利用できるよう、一般利用者に対してポスターの掲示、チラシの設置を行い、利用マナーの啓発を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ターミナルビル内に設置しております投書箱にて意見を収集し、社内に対応を検討します。
---

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

## V 計画書の公表方法

函館空港ホームページ「会社案内」に掲載  
URL:<https://www.airport.ne.jp/company/>

## VI その他計画に関連する事項

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。